

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. アスベスト被害の全面救済

2021年5月17日の最初の最高裁判決を契機に急展開した建設アスベスト訴訟。首相・厚生労働大臣による公式の謝罪から、継続中の訴訟の統一基準による和解と未定者に対する補償制度の創設を内容とした基本合意書が締結され、後者について特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が制定・公布(6月16日)され、1年以内に施行されることとなりました。

これは、最高裁判決で国の責任が認められたことに鑑み損害の迅速な賠償を図るためのものであり、泉南アスベスト訴訟の2014年10月9日の最高裁判決を受けて、国が、一定の条件を満たすアスベスト工場労働者等に損害賠償を支払っていることに続くものです。建設アスベスト訴訟では判決が確定していなかった病態(合併症なしの石綿肺)も含めて工場労働者に適用されるものと同額の損害賠償がなされることになりました。工場労働者が「訴訟の中での和解」なのに対して、建設労働者では「行政認定方式」となり、被害者・遺族により有利なかたちになっていますが、国の責任分についてのみの制度であって加害企業の責任は果たされていないこと、屋外建設作業従事者が除外されていること(工場労働者では局所排気装置を設置すべき石綿工場内の石綿粉じん曝露作業従事者に限定)、国の責任期間が限定されていること、除籍期間経過後は請求できない等の課題は残されています(これらは工場労働者についても同様です)。

また、これらは、労災保険給付または石綿健康被

害救済給付に上乗せする損害賠償を、病態等の区分による定額の慰謝料として賠償させることを求めて実現させたものです。上乗せ補償の機会と選択肢が増えたことを最大限生かす必要があるとともに、前述の課題を含めて、さらなる創意工夫も求められることになるでしょう。

さらに、新たな制度が労災保険給付と石綿健康被害救済給付どちらを受けているかにかかわらず、同額の給付金を支給することから、いわば土台の部分にあたる労災保険給付と石綿健康被害救済給付の間の格差を一層際立たせています。労災保険制度と比較して公正・公平と言えるような石綿健康被害救済制度を実現することがもっとも重要な課題になっています。

2. 雇用・就業形態問わず保護確保

建設アスベスト訴訟最高裁判決は、一人親方・中小事業主に対する国の責任を認めるなかで、表示義務は「物の危険性に着目した規制」、掲示義務も「場所の危険性に着目した規制」であり、その物を取り扱うまたはその場所で作業する「労働者に該当しない者も保護する趣旨のもの」と解するのが相当であると判示しました。また、労働安全衛生法第1条は「快適な職場環境の形成を促進することをも目的に掲げているのであるから」、上記両規制が、「労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い」ともしています。

環境省所管の石綿健康被害救済制度の対象である一人親方・中小事業主に対する国の責任が認められたことは、同制度見直しの根拠のひとつにもな

ると考えますが、他方で、労働安全衛生法をはじめとした労働法が被用者だけでなくひろく労働者を保護できるようにすることがきわめて現代的課題になりつつあると考えるべきでしょう。

労災保険の特別加入制度拡大の議論のなかで、ウーバーイーツユニオンが、本人負担による労災保険特別加入ではない労災補償制度を求めていることも、重要な問題提起です。

また、2021年3月25日に公表された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」は、あらためて「労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用される」と明記するとともに、安全衛生教育、健康診断、ストレスチェック、健康相談等の規定が適用されることを確認しています。他方で、事業者が業務のために提供している作業場以外には、事務所衛生基準規則や労働安全衛生規則の労働者を就業させる建設物その他の作業場に係る規定、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインは「一般には適用されない」としつつも、「同等の作業環境となるよう」事業者にチェックリストを活用した教育・助言等や定期的確認を求めています。

雇用や就業の形態のいかんにかかわらず、労働基準・労働安全衛生・労災補償が確保されるために必要な検討や具体的な取り組みを強化していきたいと思います。

3. 化学物質対策見直しの中で

厚生労働省はついにホームページ上に、化学物質「MOCAを取り扱う作業に従事していた労働者の皆様へ」というページを開設して、MOCAを取り扱う業務により膀胱がんを発症した労働者に関する労災請求の時効は、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」の報告書の公表日(2020年12月22日)までは進行せず、同年12月23日から進行することを明らかにするとともに、労災認定事例(4件)も公表しました。合わせて、「なお、オルトトルイジンを取り扱う業務により

発症した膀胱がん及びアクリル酸系ポリマーを取り扱う業務により発症した呼吸器疾患についても、同様に各報告書の公表日までは労災請求の時効は進行していません」と付記しています。いずれも、私たちの要望を受け入れたものです。一方で、ジアセチルによる閉塞性肺疾患が労災認定されたにもかかわらず、「因果関係が必ずしも確立されていないことから」同様な取り扱いは困難としています。

職場における化学物質等の管理のあり方に関して大きな見直しが行われようとしており、そのなかで「化学物質によるがん等の遅発性疾病の把握の課題」も取り上げられる予定であり、遅発性疾病であるか否かに関わらず「新たな」及び/または「隠れた」職業病の「把握」や「再発防止」に、この間の具体的経験を反映させていきたいと思います。

見直しの本体部分では、積極的な側面を最大化させるとともに、特別規則を5年後に廃止する方向性を打ち出すこと等については、反対していきます。

4. 最大の職業病としてのCOVID-19

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の労災請求は、2020年3月の1件から、同年末2,653件、年度末8,462件、2021年6月末時点で14,130件へと増加しています。とりわけ2021年に入ってからでは週400件以上の急増ぶりです。2021年6月末時点の認定件数は9,636件(7月9日現在で1万件を突破しました)、不支給決定件数は235件で、認定率は97.6%、処理率69.9%という状況で、2020、21年度とも最大の職業病になることは間違いありません。

昨春の全国安全センターウェブサイトをリニューアルのメインピックのひとつとしても、職業病としての新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する内外情報を発信し続けていることで、全国安全センターの右に出るものではなく、一定の貢献をしてきたものと自負しています。

とりわけ、精神科受診を契機に休業補償給付の支給が停止された事例で厚生労働省に支給再開を迫るとともに記者会見を行うなど、具体的な事例に丁寧寄り添いながら、情報の入手・提供等を継続していきたいと思います。

5. その他の内外の動向

そのほかにも、化学物質規制体系の大幅な見直しが検討されているほか、脳・心臓疾患労災認定基準の20年ぶりと言える見直し検討がすすめられており、さらに精神障害労災認定基準の10年ぶりと言える見直し検討が続くことも予定されています。

国際的には、来年の世界労働機関総会で、安全衛生がILOの労働における基本的権利（労働基本権）のひとつとして確認される予定です。

こうした内外の動向をフォローしつつ、タイムリーかつ効果的な取り組みが求められています。

6. ウェブサイト・ビデオ等着々充実

昨春、長年の懸案のひとつだったウェブサイトのリニューアルに取り組み (<https://joshrc.net/>)、着々と内容を充実させています。

ビデオによる解説シリーズ第1弾として「アスベストとアスベスト関連疾患」を作成し、現在、「新型コロナウイルス感染症の労災認定」を作成中です。

3月には「東日本大震災から10年 連続オンラインセミナー」を企画し、震災と惨事ストレス①（野口修司さん）及び②（菅原千賀子さん）、震災とアスベスト（外山尚紀さん）の録画を編集して全国安全センターのYouTubeチャンネルにアップしています。連動した、「災害時におけるアスベスト対策を考える学習会資料」として4本のビデオ（永倉冬史・外山尚紀・西山和宏・中地重晴さん）、菅原千賀子さんのひょうご労働安全衛生センター総会での講演内容も、YouTubeチャンネルで見ることができます。

7. 組織・財政等

COVID-19緊急事態宣言を機にスタッフの在宅勤務、会議のオンライン（ZOOM）開催が必要になったが、他方で以前よりも各地の運営委員等に参加していただくことも可能になりました。第31回総会もオンライン開催となりましたが、熊谷信二さんをお願いした記念講演「三大事件—ダイオキシン、アスベスト、

胆管がん—を語る」は好評を博しました。一時的緊急的措置としてではなく、今後も積極的効果的活用を図っていきたいと思います。

なお、構造的な収入不足は継続しているため、可能な場合には寄付金、及び、ひろく皆さまに会員になっていただけそうな方/団体のご紹介等をお願いいたします。

補. 石綿疾患患者・家族団体との連携

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を脱退した一部の者が、「アスベスト患者と家族の会連絡会」なる団体を発足したとして、アスベスト問題に取り組む関係者らにリーフレット等が送付されたことに対し、患者と家族の会は2021年2月18日に「声明」を出しており、その内容は以下のとおりです。

「この『連絡会』は、2004年2月設立以来、多くのアスベスト関連疾患の患者、家族、遺族の努力により全国に仲間を広げてきた当会とは全く無縁です。『連絡会』共同代表の平地氏は、当会の会計に不明瞭な使途があると批判していますが、全くの事実無根です。当会の会計は担当役員が適正に管理し、毎年、収支決算の会計監査を受け、総会において承認されています。

このような『連絡会』の動きは、患者と家族の運動に不和をもたらし、信頼を大きく損ねるものであり、容認できません」。

「連絡会」は、かつて全国安全センターに運営委員を出したことがある団体を会費振込先?としているようですが、全国安全センターと各地の安全センターは「連絡会」とは一切かかわりなく、患者と家族の会の「声明」を全面的に支持します。

患者と家族の会は、6月18日には昨年できなかった省庁交渉をオンライン開催、6月27日第18回通常総会、6月29日ご家族の皆様を対象としたオンラインサロン開催などの新たな試みにも踏み出しています。中皮腫サポートキャラバン隊が、コロナ禍での中皮腫ZOOMサロン毎週開催等に加えて、7月を最初の「中皮腫啓発月間」としたことも新たな取り組みであり、一層、患者・家族との連携を強めていきたいと思います。



2020年度収支決算案

2020年4月1日から2021年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,810,000	1,657,000	153,000	1,700,000	110,000
賛助会費	4,140,000	4,941,000	▲ 801,000	5,000,000	▲ 860,000
購読会費	484,200	424,200	60,000	500,000	▲ 15,800
寄付金収入	5,782,000	11,019,900	▲ 5,237,900	4,000,000	1,782,000
委託費	1,958,669	0	1,958,669	2,000,000	▲ 41,331
資料頒布費	0	132,000	▲ 132,000	0	0
雑収入	10,096	537,022	▲ 526,926	300,000	▲ 289,904
前期繰越金	10,105,198	3,538,866	6,566,332	10,105,198	0
合計	24,290,163	22,249,988	2,040,175	23,605,198	684,965

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	9,682,354	7,206,757	2,475,597	9,400,000	282,354
活動費	801,518	1,495,571	▲ 694,053	1,000,000	▲ 198,482
印刷費	1,721,980	1,878,702	▲ 156,722	2,300,000	▲ 578,020
事務所費	891,840	499,858	391,982	900,000	▲ 8,160
通信運搬費	598,494	510,910	87,584	600,000	▲ 1,506
什器備品費	11,285	25,058	▲ 13,773	50,000	▲ 38,715
図書資料費	14,383	22,052	▲ 7,669	30,000	▲ 15,617
消耗品費	21,838	15,996	5,842	20,000	1,838
会議費	0	415,884	▲ 415,884	200,000	▲ 200,000
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	40,187	74,002	▲ 33,815	60,000	▲ 19,813
予備費				9,045,198	▲ 9,045,198
小計	13,783,879	12,144,790	1,639,089	23,605,198	▲ 9,821,319
次期繰越金	10,506,284	10,105,198	401,086		
合計	24,290,163	22,249,988	2,040,175		

貸借対照表(2021年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	170,711		118,166	
預金				
普通預金(中央労働金庫)	7,730,080		9,055,544	
普通預金(富士銀行)	254,309		235,107	
普通預金(三井住友銀行)	830,976		650,971	
郵便振替	1,520,208		45,410	
資産合計		10,506,284		10,105,198

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	10,506,284		10,105,198	
正味財産合計		10,506,284		10,105,198
負債及び正味財産合計		10,506,284		10,105,198

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートもしています。

セン

安全
センター
情報

2021年度収支予算案

2021年4月1日から2022年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,600,000	1,810,000	▲ 210,000	1,700,000	▲ 100,000
賛助会費	4,500,000	4,140,000	360,000	5,000,000	▲ 500,000
購読会費	500,000	484,200	15,800	500,000	0
寄付金収入	5,000,000	5,782,000	▲ 782,000	4,000,000	1,000,000
委託費	2,000,000	1,958,669	41,331	2,000,000	0
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	100,000	10,096	89,904	300,000	▲ 200,000
前期繰越金	10,506,284	10,105,198	401,086	10,105,198	401,086
合計	24,206,284	24,290,163	▲ 83,879	23,605,198	601,086

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	9,800,000	9,682,354	117,646	9,400,000	400,000
活動費	1,000,000	801,518	198,482	1,000,000	0
印刷費	2,000,000	1,721,980	278,020	2,300,000	▲ 300,000
事務所費	900,000	891,840	8,160	900,000	0
通信運搬費	600,000	598,494	1,506	600,000	0
什器備品費	50,000	11,285	38,715	50,000	0
図書資料費	30,000	14,383	15,617	30,000	0
消耗品費	30,000	21,838	8,162	20,000	10,000
会議費	200,000	0	200,000	200,000	0
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	60,000	40,187	19,813	60,000	0
予備費	9,536,284	0	9,536,284	9,045,198	491,086
合計	24,206,284	13,783,879	10,422,405	23,605,198	601,086

2021年度役員体制案

議長	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副議長	岡田 義明	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
運営委員	中地 重晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター副議長)
	川本 浩之	(NPO法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	西山 和宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
	成田 博厚	(名古屋労災職業病研究会事務局)
	松島 恵一	(中皮腫サポートキャラバン隊事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	澤田 慎一郎	(専従)
会計監査	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
	田島 陽子	(関西労働者安全センター事務局長)
	榊原 悟志	(情報公開推進局)
顧問	片岡 明彦	(関西労働者安全センター)
	天明 佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

全国安全センター YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>